

社団法人京都私立病院協会定款

昭和51年 5月15日 一部改正

昭和56年 5月30日 一部改正

昭和62年 2月19日 一部改正

平成 2年 6月20日 一部改正

平成 5年 7月21日 一部改正

平成11年 5月26日 一部改正

平成22年 7月21日 一部改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は社団法人京都私立病院協会という。

(事務所)

第 2 条 本会は事務所を京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸 8階 におく。

(目 的)

第 3 条 本会は京都府内における「私立病院等（私立病院及び私立介護老人保健施設をいう。以下同じ。）」の一致協力によって、私立病院等の向上発展とその任務遂行をはかり、社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 私立病院等の管理運営の改善向上に関する事業
- (2) 看護師・臨床検査技師等医療技術者の養成
- (3) 公衆衛生及び地域社会活動事業
- (4) 医療制度の調査研究
- (5) 病院学会、講習会及び研究会
- (6) 医療部門別の専門部会の開催及び運営
- (7) 広報活動並びに調査研究
- (8) 私立病院等の職員の福利厚生
- (9) その他必要と認める事業

第 2 章 会員・特別会員

(構 成)

第 5 条 本会は会員及び特別会員で構成する。

- (1) 会 員 京都府内に存在し、本会の目的に賛同して入会した病院及び介護老人保健施設の代表者
- (2) 特別会員 京都府内に存在し、本会の目的に賛同する(1)の会員に該当しないその他の医療施設及び医療関連施設の代表者

2. 上記(1)の代表者とは開設者又は管理者をいう。

3. 特別会員は、本会の事業に参加することができる。但し、総会において意見を述べることができるが、議決に加わることはできない。

第6条 会員及び特別会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 会員及び特別会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会・資格喪失)

第8条 会員及び特別会員は、本人から退会の届出があり、理事会が承認したときに退会する。

2. 次の各号の一つに該当する会員及び特別会員は退会したものとみなす。

- (1) 正当な理由なくして、会費を2年間以上滞納したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 会員及び特別会員が代表者たる医療施設及び医療関連施設が廃止されたとき。

(除 名)

第9条 会員及び特別会員が、この法人の名誉をき損し又は設立趣旨に反する行為をしたときは、総会において、出席会員の4分の3以上の決議によりこれを除名することができる。但し、その会員及び特別会員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、資格喪失又は除名された会員及び特別会員が既に納入した会費、その他抛出金品は返還しない。

第3章 役職員等

(種別及び選任)

第11条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 3人以上7人以内
- (3) 理 事 20人以上26人以内(会長、副会長を含む)
- (4) 監 事 2人以上3人以内

2. 会長は別に定める選挙規定にもとづき会員の投票により会員の中より選挙する。

3. 監事は別に定める選挙規定にもとづき会員の投票により会員の中より選挙する。ただし、監事のうち1人は会員及び会員の施設に所属する者以外の者から総会において選任する。

4. 副会長及び理事(会長及び副会長である理事を除く)は、会員並びに会員の施設及び本会事務局に所属する者の中から会長が選任し、総会において承認を得るものとする。

5. 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

(職 務)

第12条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3. 理事は理事会を構成し、会務を執行するとともに日常業務を処理する。

4. 監事は、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、総会又は主務官庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とする。但し補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は再選されることができる。但し、会長及び監事の再任は2回までとする。

3. 役員は辞任した場合又は任期満了の場合に於ても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(顧問)

第15条 本会は総会の承認を得て、顧問を若干名おくことができる。

2. 顧問は、本会对し、功労のあった者、または学識経験者等のうちから会長がこれを委嘱する。

3. 顧問の任期は役員の任期と同様とする。

4. 顧問は本会の重要な事項について、会長の諮問に応じ、会議に出席し意見を述べることができる。

5. 顧問は理事会の議決に加わることができない。

(部会・委員会等)

第16条 本会は、理事会の承認を得て、事業達成のため必要な部会・委員会を設置し、委員をおくことができる。

2. 部会・委員会は会長より付託された事項を処理する。

(職員)

第17条 本会は事務を処理するために必要な職員をおく。

2. 職員の任免は、理事会に諮って会長がこれを行う。

第4章 会 議

(種別)

第18条 本会の会議は総会及び理事会とする。

2. 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は会員をもって構成する。

2. 理事会は理事を以て構成する。

(機能)

第20条 総会はこの定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) その他本会の運営に関する重要な事項

2. 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第21条 通常総会は毎年年末終了後3ヵ月以内に開催する。

2. 臨時総会は理事会が必要と認めたとき、又は総会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
3. 理事会は会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
4. 理事会の運営は別に定めるところによる。

(招 集)

第22条 会議は会長が招集する。

2. 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長はその総会において出席会員のなかから選出する。

2. 理事会の議長は会長がこれにあたる。

(定員数)

第24条 総会は会員の2分の1以上、理事会は理事の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議 決)

第25条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、議長を除く出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第26条 やむをえない理由のため、会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。総会においては会員の所属する施設の従業者を代理人として、表決を委任することができる。この場合において前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会員又は理事の現在数
 - (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録は議長及び出席した会員又は理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次に掲げたものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他収入

(資産の管理)

第29条 資産は会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第31条 本会の収支予算は年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は年度終了後2ヵ月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

2. 年度開始前に収支予算が成立しないときは、前年度予算を施行する。
3. 新たに成立した場合それにもとづくものとする。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は総会において総会員の4分の3以上の同意を経て、京都府知事の許可を得なければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 この法人は総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合には総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
3. 解散の時に存する残余財産は、総会の議決を経、京都府知事の認可を得て国又は地方公共団体又は類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第7章 雑 則

(委 任)

第35条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. 本会の設立当初の役員は、第11条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第13条第1項の規定にかかわらず、設立認可後に開かれる最初の総会の日までとする。
2. 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第20条第1項第1号及び第2項第2号並びに第31条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
3. 本会の設立当初の会計年度は、第32条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和49年3月31日までとする。

附 則

第13条第2項但し書きの規定の適用にあつては、この定款の変更の許可があつた日以前の会長または監事の選任にかかる再任回数は、同項但し書きに規定する再任回数に含めないものとする。

附 則

改正後の定款第11条第3項のただし書の規定により、最初に選任される監事の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、平成13年5月31日までとする。